

介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業 笠間陽だまり館

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(茨城県指定 第 0871600771号)

1. 事業者の概要

(1) 法人名	社会福祉法人 愛の会
(2) 法人所在地	茨城県石岡市根当10888-3
(3) 電話番号	0299-23-5211
(4) 代表者氏名	木村 都央
(5) 設立年月日	平成6年9月26日

2. 事業所の概要

(1) サービスの種類	第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）
(2) 事業の目的	指定介護予防通所介護の提供にあたっては、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。
(3) 事業所の名称	介護予防通所介護事業所 笠間陽だまり館
(4) 事業所の所在地	茨城県笠間市南友部1966番地139
(5) 電話番号	0296-73-6181
(6) 管理者氏名	安達 秀樹
(5) 開設年月日	平成27年7月1日
(6) 定員	30名

3. 設備の概要

(1) 食堂及び機能訓練室	利用者全員が使用できる十分な広さを備えた食堂（機能訓練室兼用）であり、テーブル・いす・食器類・機能訓練器具等を備えます。
(2) その他	静養室、相談室、事務室等をもうけます。

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護予防通所介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

4. 職員の配置状況

事業所は、利用者に対して介護予防通所介護相当サービスを提供する職員として、以下職種の職員を配置しています。職員の配置については、

指定基準を遵守しています。

〈主な職員の配置状況〉

管理者	事業所の業務を管理、職員の指揮監督	常勤1名
生活相談員	生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等	1名以上
介護職員	日常生活の介護業務	4名以上
看護職員	保健衛生管理及び看護業務	1名以上
機能訓練指導員	機能回復、機能維持に必要な訓練、指導	1名以上

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 時 間
1. 管理者	8：30～17：30
2. 介 護 職 員	8：30～17：30
3. 看 護 職 員 機能訓練指導員	8：30～17：30

5. 営業日・営業時間

(1) 営業日 月曜日～土曜日（祝日も営業致します。）

(2) 営業時間 9時30分～16時30分

（ご家族等が送迎する場合はご相談ください）

(3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分までとする
（送迎時間を除く）

6. サービスの内容

(1) 日常生活上の世話及び機能訓練、相談、助言

(2) 健康状態の確認

※送迎・食事・入浴のサービス利用については、ご相談ください。

7. 利用料金

(1) お支払いただく「利用者負担金」は原則として負担割合証に記載のとおり、基本利用料の1～3割の額であり、介護保険法による介護予防通所介護報酬の告示上の額として設定します。

(2) その他運営基準（厚生労働省令）で定められたその他の費用が別途かかります。

※別紙、料金表をご参照ください。

8. サービス利用にあたっての留意事項

当サービスのご利用にあたって、利用者の共同生活の場としての快適性、

安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

- (1) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないで下さい。
ただし、タバコとライターは防火管理上、事業所でお預かりさせていただく場合がございます。
- (2) 建物、備品その他の器具を破損し、または持ち出さないで下さい。
故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、事業所、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- (3) 口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないで下さい。
- (4) 当法人の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

9. 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年に2回以上利用者及び従業者等の訓練を行います。

10. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

12. 守秘義務に関する対策

業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

13. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

14. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

15. 苦情相談窓口

(1) 当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

施設長 安達 秀樹

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

その他、各市町村の介護保険担当課や国民健康保険団体連合会、茨城県社会福祉協議会も受け付けております。

笠間市役所高齢福祉課

住所：茨城県笠間市中央三丁目2番1号

電話：0296-77-1101

国民健康保険団体連合会（介護保険苦情相談室）

住所：茨城県水戸市笠原町978番26 茨城県市町村会館内

電話：029-301-1565

茨城県社会福祉協議会（茨城県運営適正化委員会）

住所：茨城県水戸市千波町1918（セキショウ・ウェルビーイング福祉会館2階）

電話：029-305-7193

（第三者評価の実施状況）

16. 協力医療機関

下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

名称 地域医療センターかさま

住所 茨城県笠間市南友部1966-1

電話 0296-77-0034

○緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、同意書にご記入いただいた連絡先に連絡します。

17. 損害賠償について

事業所の責任により利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。